

船舶事故等調査報告書

平成21年10月29日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009函第4号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成20年11月27日 11時30分ごろ	
発生場所	北海道 <small>おうふもと</small> 雄武町元 <small>もと</small> 稲府港 <small>いなづか</small> 北外防波堤灯台から真方位308° 430m付近 (概位 北緯44° 36.4′ 東経142° 56.8′)	
事故等調査の経過	平成21年1月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第57 <small>にしむら</small> 西村丸、19トン 260-38187北海道、株式会社西村組 B 起重機船 第35 <small>にしむら</small> 西村号、長さ40m、幅18m、深さ3m 株式会社西村組	
乗組員等に関する情報	A 船長、一級小型船舶操縦士 B 作業指揮者ほか4人乗船	
死傷者等	なし	
損傷	A プロペラ欠損 B 右舷側に擦過傷	
事故等の経過	A船は、船長1人が乗り組み、藻場造成のための浚渫岩投棄の目的で、B船を押して元稲府漁港を出港し、同港北護岸と北防波堤の間の浚渫岩投棄場所へ向け航行中、機関が制御不能となり、平成20年11月27日11時30分ごろ、同投棄場所に両船が乗り揚げた。 両船は、自力で元稲府漁港に帰港した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 5、視界 良好 海象：波高 約1m	
その他の事項	船舶所有者は、A船の本来の遠隔管制器ではなく、他船のものを持ち込んで使用していた。 A船船長は、本船に乗船して1か月あまりで、事故現場付近を航行するのは3回目であった。 A船船長は、元稲府漁港北護岸と北防波堤の間を航行中、低速であると風の影響により船体が北防波堤側に流されるので、速力を上げて通航しようとA船の遠隔管制器の機関回転ダイヤルを一気に操作し、機関回転数を上げた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり あり A船船長は、元稲府漁港北護岸と北防波堤の間を航行中、風に圧流されないよう遠隔管制器の機関回転ダイヤルを一気に上げたため、遠隔管制器に何らかの不具合が生じ、機関が制御不能となった可能性があると考えられる。

原因	本事故は、A船がB船を押し、元稲府漁港北護岸と北防波堤の間を航行中、風に圧流されないよう遠隔制御器の機関回転ダイヤルを一気に上げたため、機関が制御不能となり、浚渫岩投棄場所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。
----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------